

特別障害者手当等振込みのお知らせ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を11月10日頃に振り込みます。問合せ 社会福祉課 障害福祉係 ☎551-1742

11月は児童虐待防止推進月間です

『助けての 小さなサイン 受け止めて』
(平成20年度「児童虐待防止推進月間」標語)



児童への虐待とは

親などの保護者によって児童に加えられた行為で、ほとんどの場合重複して起こっています。児童虐待の防止等に関する法律によると、虐待には次の4タイプがあります(具体例は一例)。

【身体的虐待】

- ・殴る、蹴る等の暴力
- ・タバコの火などを押しつける
- ・逆さづりにする
- ・冬に戸外に長時間しめ出す

【ネグレクト(養育の放棄・怠慢)】

- ・適切な衣食住の世話をせず放置する
- ・病気なのに医者にみせない
- ・乳幼児を家に置いたまま、たびたび外出する
- ・家に閉じ込める(学校等に行かせない)
- ・同居人による虐待行為を保護者が放置する

【心理的虐待】

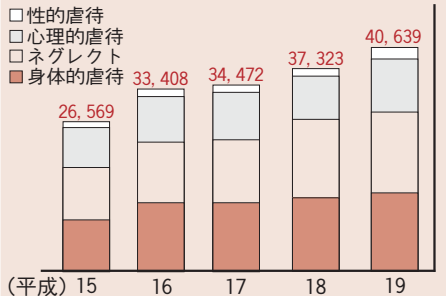
- ・無視、拒否的な態度
- ・罵声を浴びせる
- ・言葉によるおどかし、脅迫
- ・きょうだい間での極端な差別扱い
- ・子どもの前での配偶者への暴力

【性的虐待】

- ・性的いたずら
- ・性的行為の強要
- ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する

児童虐待の相談件数については、近年増加が著しく、最も多いのは身体的虐待で、近年はネグレクトの件数、割合が次第に増えています。(下図参照)

【児童相談所における児童虐待の相談種別対応件数】



児童虐待の要因(一例)

- ・親はさまざまなストレスや葛藤で苦しみ、助けを求められず虐待にいたっているケースが多く見られます。
- ・子育ての悩み
- ・周囲からの孤立
- ・家庭不和
- ・経済的な問題
- ・親自身が虐待を受け育ってきた

児童虐待の影響(一例)

虐待は、子どもの心身に大変深刻な影響を与えます。

- ・発育、発達の遅れなどの身体症状
- ・情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状

他人とのコミュニケーションがうまくとれず、問題行動を引き起こすことや、成長するにつれて、極度の自己嫌悪や自殺願望、アルコールや薬物依存に結びついたり、虐待が次の世代に引き継がれることもあります。

一方、虐待をする親も苦しみ、自己の虐待行為によりさらに傷を深くしてしまいます。

親を非難するだけではなく、家族を支援していくことが必要です。

児童虐待への対応

学校や児童福祉施設等には児童虐

待の早期発見に努める義務が規定され、児童虐待を発見した者は誰でも市町村、児童相談所等に通告する義務を負っています。

現在では市町村が児童相談の第一次の窓口となっていますが、緊急の場合や深刻な事例などは児童相談所も直接受け付けています。

「虐待かな?」と思ったら通告を

通告とは、悩み苦しむ家族を援助のルートにつなげる手段であり、決して親を告発することではありません。「おやっ?」と思ったら、子ども家庭支援センターまたは児童相談所へ心配な思いを伝えましょう。

あなたの一言が子どもと親を救うきっかけになります。それが虐待でなかった場合でも責任は問われません。また、連絡者や情報などの秘密は厳守します。

子ども家庭支援センターでは、児童虐待の相談や初期対応を児童相談所と連携して行なっています。

ひとりで悩まず相談を

イライラしてつい必要以上に叱ったり、子育てに悩んでいませんか?

さまざまなストレスがきっかけとなって虐待をしてしまう...それは決して特別なことではありません。同じように悩んでいる人はたくさんいます。

ひとりで悩まないで、信頼できる人や相談機関へ相談してください。一緒に考えましょう。

子ども家庭支援センターのご利用を

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受けています。また児童虐待の相談窓口でもあります。

その他、子育てに関する情報提供も行なっています。お気軽にご相談ください。秘密厳守で電話相談、面接相談をお受けしています。

- ◆子どもの育て方がわからない
- ◆子どもが可愛いと思えない
- ◆虐待かどうかわからないけれど、気になる子どもがいる
- ◆いじめにあっている

【交流スペースをご利用ください】

センター内にある交流スペースは、子育て中の親子が交流する場、子育てボランティアの活動の場としてご利用ください。絵本やおもちゃ、子育て情報も提供しています。

利用できる方 市内在住の0歳～18歳までの子どもとその保護者、家族、関係者 ※利用は無料です。

【子どもに関する相談窓口】

- ★子ども家庭支援センター
 - 場所 福生市南田園2-13-1 (福生市福祉センター2階)
 - 電話 ☎539-2555
 - 時間 火～土曜日の午前8時30分～午後5時15分
- ★東京都立川児童相談所
 - 場所 立川市曙町3-10-19
 - 電話 ☎523-1321
 - 時間 月～金曜日の午前9時～午後5時

■こんなとき、ご利用ください

乳幼児ショートステイ

保護者の病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等で一時的に家庭で保育できないとき、お子さんをお預かりします。

対象 市内に居住する生後3か月から小学校就学前の乳幼児

利用期間 1回につき原則として7日以内
利用施設 社会福祉法人東京恵明学園(青梅市友田町2-714-1) ☎0428-23-0241 ※福生市役所から車で約15分、JR「小作駅」西口からタクシーで5分、バスで菅生高校行き恵明学園下車)

利用料 宿泊保育4,000円(1日)、日中保育3,000円(11時間未満)

申込み 印鑑を持参のうえ、子ども家庭支援センターまたは子育て支援課へ。 ※夜間、日曜・祝日等緊急の場合は施設でも申込みができます。詳細についてはお問い合わせください。

■保育が必要なときご利用ください

休日保育

保護者の仕事などで、家庭で保育できないとき、お子さんをお預かりします。

保育日時 日曜・祝日(年末年始除く) 午前7時30分～午後6時30分

場所 福生保育園

受入年齢 就学前の児童
保育料 児童1人につき1日2,500円
申込み 福生保育園 ☎551-0152へ。

一時保育

保護者の病気や心身のリフレッシュなどで一時的に家庭で保育できないとき、お子さんをお預かりします。

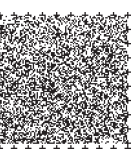
日数 週3日以内
時間 午前7時15分～午後6時15分
場所 市内認可保育園
受入年齢 就学前の児童
保育料 児童1人につき1日2,500円
申込み 各保育園へ。

「高齢者・障害者生活実態調査報告書」ができました

この調査は、高齢者・障害者の生活状況及び福祉施策に対する需要等を把握し、介護保険事業計画、障害福祉計画を策定する際の基礎資料を得ることを目的としたものです。

調査報告書は、市ホームページ、情報コーナー、図書館でご覧いただけます。

問合せ 社会福祉課 庶務・福祉計画担当 ☎551-1735



家族教室の開催のお知らせ
価値観が多様化する現代、こころの病気で受診する方が増えています。身近な方が初めて診断を受けて戸惑いを感じたり、対応について知りたい

- 医師や看護師に相談したがよく分からなくて不安
 - セカンドオピニオンを受けられるようになったらよい
 - 医療機関の職員の対応や接遇が気になる
- 受付時間 平日の午前9時～正午、午後1時～5時
専用電話 ☎0428-20-2113

保健センターにお問い合わせください。
問合せ 保健センター ☎552-0061

「患者の声相談窓口」
医療に関する疑問や不安について、解決の糸口を探すお手伝いをします。気軽にお電話ください。

M R(麻しん風しん混合)予防接種を受けましょう!
平成20年4月1日より、麻しん、風しんの予防接種の制度が変更になりました。

家族の方の参加をお待ちしています。
日時 11月21日(金)午後2時～4時30分
場所 市民会館3階第4・5会議室
テーマ 統合失調症の正しい理解と対応(お薬はなぜ必要なの?)
講師 堤祐一郎氏(恩方病院院長)